

協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の概要

- 協同組織金融機関を取り巻く状況の変化（地域経済の疲弊、協同組織金融機関数の減少、預貸率の低下等）
- 規制改革推進のための3ヵ年計画（H19.6.22閣議決定）「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討」
⇒ H20.3 金融審議会第二部会に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」を設置

視座

- 協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと
- 一方、協同組織金融機関をめぐる状況の変化等を受け、協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか、との問題意識が存在
- 協同組織金融機関が担うことが期待される役割について、その発揮の阻害要因の特定及び一層の発揮のための方策や制度・環境整備のあり方を検討することが必要

個別の論点

1. 地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割

- 預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みが見られる中、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれる。

2. 業態別のあり方

- 協同組織性の本来的な強みを発揮するためには業務の「選択と集中」が必要。信用金庫と地域信用組合の区分が必ずしも明確でなくなっている現状において、その意義・必要性等について、根本に遡った多面的な検討を行っていくことが考えられる。
- 小規模の事業者、消費者の生活支援に特化した新たな形態の創設について、検討を行っていくことが望ましい。

3. ガバナンスのあり方

- 総代会の機能の向上、職員外理事の登用等に係る自主的な取組みが行われていくことが望まれる。
- 複数の監事による監査を行う監事会制度を創設するための検討を行っていくことが望ましい。
- 半期決算・半期開示、半期監査の制度化等について、適用範囲には留意しつつ、検討を行っていくことが必要であるが、まずは各協同組織金融機関の判断で自主的な取組みが一段と進展していくことが望まれる。

4. 業務等のあり方

- 協同組織性、それに基づくコモンボンド（共通の絆）の考え方に鑑みると、地区のあり方については現在の枠組みを維持することが望ましい。
- 余資運用について、
 - ①運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、
 - ②中央機関による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング、
 - ③中央機関と個別協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など運用手段の多様化、などの自主的な取組みが行われていくことが望まれる。

5. 連合会（中央機関）のあり方

- 中央機関が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくことが望まれる。
- 中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい。
- 時限的な措置である改正金融機能強化法の枠組みの重要性を認識するとともに、持続可能で安定的な相互支援制度としてどのようなあるべき姿が考えられるか検討を行っていくことが望ましい。

今後の展望

- これらの論点について、制度化を検討すべきものもあるが、まずは、各業界で自主的な取組みが行われる必要
- ①今後の金融を巡る情勢
②各業界の自主的な取り組みの実施状況 } 等を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、環境整備と制度設計を図る